

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(案)について

1 アナログ規制とは

法律・条例等において規定される、目視での確認、現地調査、書面での掲示などアナログ的な手法を前提とする古い規制。

デジタル技術が社会に浸透する以前に確立されたもので、「デジタル化」や「合理化」を阻害する一因。

→少子高齢化・人口減少に伴い、人手不足が進む中で、アナログ規制を解消しデジタル技術の活用による生産性向上を図ることが喫緊の課題。

2 国の取組

- (1) 目視、書面など代表的なアナログ規制7項目*及びフロッピーディスク等記録媒体規制をアナログ規制として見直しを推進。
- (2) 令和7年9月末時点で、見直しが必要と位置付けた法令・告示通達の規制のうち約98%について見直しが完了。
- (3) 国での進捗を踏まえ、地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しについて支援を強化。

※代表的なアナログ規制7項目…目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧

3 市の取組

- (1) 条例、規則について、国が示す点検・見直し手順を踏まえ、「目視」「常駐」「書面」など、文言上アナログ規制と思われる規定を調査。
- (2) 調査に該当した40条例について、改正の要否を検討。今回改正することとした5条例を選定。
- (3) 今回改正する条例の他、規則、要綱等についても順次見直しを進め、事務の簡素化・効率化を図ることで、市民サービス向上につなげる。

4 改正概要

- (1) 公告式条例の一部改正（第1条関係）
条例、規則等の公布や公表について、掲示場での掲示又はインターネットによる公布・公表を可能とする。
- (2) 行政手続条例、職員の退職手当に関する条例及び後期高齢者医療に関する条例の一部改正（第2、3、5条関係）
名宛人の所在が不明な場合に実施する公示送達の手続きにおいて、インターネットによる公示とともに掲示場への掲示又は市のパソコン画面での閲覧に変更する。
- (3) 財政状況の公表に関する条例の一部改正（第4条関係）
財政状況の公表方法をインターネットによる公表へ変更する。

5 施行期日等

- (1) 公告式条例、財政状況の公表に関する条例、後期高齢者医療に関する条例（第1、4、5条関係）
公布の日
- (2) 行政手続条例、職員の退職手当に関する条例（第2、3条関係）
令和8年5月21日（行政手続法の改正施行日）
- (3) 公示送達等の方法に関する経過措置
改正後の公示の方法による通知及び公示送達については、施行日以後に実施するものに適用する。